

東京電力福島第一原子力発電所における 令和5年度実施計画検査の基本方針

令和5年3月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る令和5年度の実施計画検査¹の基本方針の了承について諮るものである。

2. 概要

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第2002124号。以下「実施要領」という。）において、当該年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針については、実施要領において規定する「検査の着眼点」を踏まえて作成し、原子力規制委員会の承認を受けるとしている。

これを踏まえ、今般、令和5年度の実施計画検査の基本方針を策定した。このうち、施設定期検査については、令和3年度第71回及び第73回原子力規制委員会での指摘を踏まえ、これまで実施してきた施設定期検査の内容について、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）との関係等を踏まえ、より軽重を付けた検査方法とした。

3. 令和5年度実施計画検査の基本方針（委員会了承事項）

令和5年度の実施計画検査の基本方針について、以下のとおりとすることを了承いただきたい。

（1）施設定期検査

事業者が行う定期の検査において、検査の対象設備が実施計画において要求される性能を発揮できる状態であるか事業者が適切に確認していることを検査する。

また、放射性物質の閉じ込め機能が喪失した際の影響が大きい溶融燃料に触れた水を扱う系統が含まれる以下の設備のうち、点検計画に基づき分解点検等を行う機器を対象に、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているか事業者が適切に確認していることを重点的に検査する。

- 原子炉圧力容器・格納容器注水設備
- 汚染水処理設備
- 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号に規定する検査（施設定期検査）、同第3号に規定する検査（保安検査）及び同第4号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

➤ 油処理装置

(2) 保安検査

事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、昨年11月に1号機原子炉補機冷却系(RCW)で水素が検出された事象、リスクマップの重点項目(固形状の放射性物質及び液状の放射性物質)等を踏まえ、以下の3点に重点をおいて確認する。

- 1号機RCWで水素が検出された事象に対する対応状況
- 固形状の放射性物質等のうち、汚染レベルが高いものを対象とした作業²の放射線管理等の実施状況
- ALPS処理水の海洋放出に関する保安活動の実施状況

(3) 核物質防護検査

事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「防護措置」という。)が、これまでの実施計画検査の結果を踏まえつつ、実施計画に従って適切に行われているかについて、令和5年度は以下の3点に重点をおいて確認する。

- 物理的防護の強度
- 情報システムセキュリティ対策
- 防護措置の定期的な評価・改善

4. 今後の予定

了承された本方針を踏まえ、令和5年度の実施計画検査の計画を作成し、当該計画に基づき、令和5年4月1日から実施計画検査を行う。

添付資料：

- 参考1：東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2023年3月版)
- 参考2：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領(一部抜粋)

以上

² 例として汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の処理、1・2号SGTS配管等の撤去及び高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業。